

明治十五年七月廿三日

の交朝鮮乃兇徒我に

暴擾を加へたるを以て

花房公使彼国に求め

たる條約簡條の畧

朝鮮政府は二十日間に

叛徒を逮捕し首謀者に

嚴罰を加ふべし右審判

中我之に立合ふべし、

日本人の殺されたる者は

相当の禮を以て埋葬

すべし而して日本死傷

者家族の生計を扶持す

る為め金五萬圓を払ふ

べき事、朝鮮政府は朝

鮮人の為に生したる損

害並に費用を賠償する

為め五十萬圓を毎年拾

萬圓宛年腑にて払ふべ

き事、我公使館保護の

為め我兵員を屯駐せし

むべし朝鮮政府は兵營

建築並に修繕の費用

を負擔すべし但し一個

年経過けいくわの後は我公使乃
 見計よつひに依て兵員を引
 払ふ事あるべき事、朝
 鮮政府は国王しよかんの書簡を
 持て謝罪しやげの為め特命とくめい乃
 使節しせつを派はすべき事○元
 山ざん津しん東とく萊ねぎ府ふじん仁せん川せん府ふの條
 約遊歩規定やくゆうほきていは今こん後ご朝鮮
 里数五十里たるへし且
 二年の後は之を朝鮮里
 数百里に擴ひろむべし而し
 て一年の後揚華津やうくわしんぼうを質
 易えきの為め開ひらくべき事
 公使領事こうしれうじならび並なに其屬員せくゐん及
 び其家族かぞくは禮曹れいさうより発
 する旅券けいたいを携帶けいたいすれば
 内地りよかうに旅行じゆうする事自由
 たるべし各地方官けんは旅券けんさを檢査けんさし旅人じよゐを護衛ごゐ
 すべき事